条約

万国郵便連合憲章の第八追加議定書をここに公布する。

御名御璽

平成二十一年十二月十六日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

条約第十三号

万国郵便連合憲章の第八追加議定書

ジュネーブにおいて大会議として会合した万国郵便連合加盟国の政府の全権委員は、千九百六十四年七月十日にウィーンで作成された万国郵便連合憲章第三十条2の規定にかんがみ、批准を条件として、同憲章に対する次の改正を採択した。

第一条

憲章第一条の二を次のように改める。

第一条の二　定義

1　万国郵便連合の文書の適用上、次の用語は、次に定義する意味を有する。

1.1　「郵便業務」とは、連合の機関が定める範囲のすべての郵便業務をいい、郵便物の取集、区分、送達及び配達を確保することによつて加盟国の一定の社会的及び経済的目的を達成することを主たる業務とする。

1.2　「加盟国」とは、次条に規定する条件を満たす国をいう。

1.3　「単一の郵便境域」とは、万国郵便連合の文書の締約国が、継越しの自由を尊重した上で通常郵便物の相互交換を確保し、及び他の領域又は地域からの継越郵便物を差別することなく自国の郵便物と同様に取り扱う義務を負う境域をいう。

1.4　「継越しの自由」とは、仲介加盟国が、内国制度における郵便物に対する取扱いと同様の取扱いにより、他の加盟国への継越しのために引き渡された郵便物を送達することを確保する原則をいう。

1.5　「通常郵便物」とは、万国郵便条約に規定するものをいう。

1.6　「国際郵便業務」とは、連合の文書によつて規律されるすべての郵便業務をいう。

1.7　「指定された事業体」とは、郵便業務を運営し、及び自国の領域において連合の文書から生ずる関連する義務を履行するために、加盟国によつて正式に指定された政府機関又は非政府機関をいう。

1.8　「留保」とは、加盟国が、連合の文書（憲章及び一般規則を除く。）の規定の自国への適用上その法的効果を排除し、又は変更することを意図する例外条項をいう。いずれの留保も、前文及び前条に規定する連合の趣旨及び目的と両立するものでなければならない。留保については、正当な理由を有するものとし、及び当該留保が対象とする文書の承認に必要な多数によつて承認されなければならず、また、当該文書に係る最終議定書に規定する。

第二条

憲章第四条を次のように改める。

第四条　例外的関係

自国の指定された事業体が連合に包含されない地域と業務連絡がある加盟国は、他の加盟国の仲介者となるものとする。条約及びその施行規則の規定は、この例外的関係に適用する。

第三条

憲章第八条を次のように改める。

第八条　限定連合、特別取極

1　加盟国又は、加盟国の法令に反しない限り、その指定された事業体は、限定連合を設立し、及び国際郵便業務に関する特別取極を締結することができる。ただし、関係加盟国が締約国となつている文書の規定よりも公衆に不利な規定をその特別取極に入れないことを条件とする。

2　限定連合は、連合の大会議、小会議その他の会議並びに管理理事会及び郵便業務理事会にオブザーバーを派遣することができる。

3　連合は、限定連合の大会議、小会議その他の会議にオブザーバーを派遣することができる。

第四条

憲章第十一条を次のように改める。

第十一条　連合への加入又は加盟、手続

1　国際連合加盟国は、連合に加入することができる。

2　国際連合加盟国でない主権国は、連合員としての加盟を請求することができる。

3　連合への加入又は加盟請求の文書は、憲章その他連合の義務的な文書への加入の正式の宣言を伴わなければならない。その加入又は加盟請求の文書は、関係国政府が国際事務局長に送付するものとし、同事務局長は、加入を通告し、又は加盟請求について加盟国に諮問する。

4　国際連合加盟国でない国は、その請求が加盟国の少なくとも三分の二によつて承認された場合には、連合員として加盟したものとされる。諮問の日から起算して四箇月以内に回答しない加盟国は、棄権したものとみなされる。

5　加入又は連合員としての加盟は、国際事務局長が加盟国政府に通告する。加入又は加盟は、その通告の日から効力を生ずる。

第五条

憲章第二十二条を次のように改める。

第二十二条　連合の文書

1　憲章は、連合の基本的文書とする。憲章は、連合の組織規定を内容とし、留保の対象とならない。

2　一般規則は、憲章の適用及び連合の運営を確保するための規定を内容とする。一般規則は、すべての加盟国について義務的な文書とし、留保の対象とならない。

3　万国郵便条約、通常郵便に関する施行規則及び小包郵便に関する施行規則は、国際郵便業務に適用される共通の規則並びに通常郵便業務及び小包郵便業務に関する規定を内容とする。これらの文書は、すべての加盟国について義務的な文書とする。加盟国は、自国の指定された事業体が、条約及びこれらの施行規則から生ずる義務を履行することを確保する。

4　連合の約定及びその施行規則は、その締約国である加盟国間の業務（通常郵便業務及び小包郵便業務を除く。）を規律する。約定及びその施行規則は、その締約国である加盟国のみを拘束する。当該締約国である加盟国は、自国の指定された事業体が、約定及びその施行規則から生ずる義務を履行することを確保する。

5　3及び4に規定する施行規則は、条約及び約定を実施するために必要な細目手続を内容とするものとし、大会議において行われた決定を考慮して、郵便業務理事会が定める。

6　3から5までに規定する連合の文書に場合により附属する最終議定書は、当該文書に対する留保を内容とする。